

小田原市グリーン購入の推進に関する基本方針（案）

1 目的

この方針は、環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、本市において環境負荷の少ない物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を図るため、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することを目的とするものです。

2 意義

地球温暖化問題や廃棄物問題といった今日の環境問題の原因は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会システムに根差しており、その解決には、経済や社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものへと変革していくことが不可欠となっています。

そのため、私たちの生活におけるあらゆる場面で、これまでの調達の視点に環境保全を加え、環境負荷の少ない物品等を優先して購入するといった需要の転換を図ることによって、供給側での環境負荷の低減につなげ、社会システム全体へ波及させていく必要があります。

そこで、本市が率先してグリーン購入を推進し、環境負荷の低減を実践することによって、市民・事業者による取組の普及や促進につなげ、持続可能な社会の構築に寄与します。

3 適用範囲

本市の全ての事務・事業の実施における物品等の調達において、重点的に推進すべき品目を定め、グリーン購入に努めるものとします。

※外部への委託や指定管理者制度等により実施する事業等においても同様です。

4 グリーン購入に資する調達の考え方

調達を行う際は、次の考え方のもと調達を行うこととします。

- ①物品等の効率的な使用等を行うとともに、グリーン購入の推進を理由として調達量が増加することのないよう配慮し、調達量自体のリデュース（抑制）に努めます。
- ②従来考慮されてきた価格や品質だけでなく、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体の環境負荷の低減を考慮した物品等を選択します。
- ③輸送エネルギーの小さい地元産の物品等を積極的に選択するなど、温室効果ガスの削減を心がけます。
- ④環境負荷の低減に努める事業者であるかを考慮します。

5 グリーン購入の推進方法

グリーン購入を円滑に実施するために必要な事項を記載したガイドラインを作成し、ガ

イドラインに沿って推進します。

また、毎年度目標を定め、目標の達成状況等を把握し、公表するものとします。

6 基本方針の見直し

本基本方針は、社会情勢、科学的知見の充実や技術革新、本市の取組状況等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

7 経過措置

本方針は、平成30年4月1日以降に行う調達に適用することとしますが、推進に係る詳細はガイドラインに記載することとしています。従って、ガイドラインの作成完了までは、本方針と別紙「グリーン購入の対象品目とラベルの事例」を参考に、可能な範囲でグリーン購入の推進に努めてください。

附 則（平成30年 月 日）

本方針は、平成30年4月1日以降に行う調達に適用する。